

## 会 議 録

会 議 名	平成25年度第2回八王子市子ども・子育て支援審議会	
日 時	平成26年1月21日（火） 午後2時00分～3時30分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 特別会議室	
出 席 者 氏 名	委 員	井上仁会長、高橋洋副会長、青木訓行委員、池永文乃委員、内野彰裕委員、大須賀美奈子委員、岡崎里香委員、栗本正男委員、小林千里委員、塩澤伸久委員、高橋哲男委員、立石晴美委員、チャーリー磯崎委員、柗澤章次委員、山口茂委員（会長、副会長、以下五十音順）
	説 明 者	
	事 務 局	峯尾常雄部長、小澤篤子課長、久間毅課長、志萱龍一郎課長、橋本盛重課長、新堀信晃課長、田中勉所長、宮木高一課長、秋元政人主査、川上寧子主査、稲田智範主査、岡野研一主査、小池靖信主査、國井益満主査、三宅智之主査、渡邊聡主査、佐藤千恵子主査、永井太主査、下谷晴一郎主査、佐々木美佐子主査、後藤康次主任、村野晋太郎主事、梶原亜矢子主事
欠 席 者 氏 名	赤尾浪広委員、石塚健市委員、鍛冶礼子委員	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会の審議状況について（経過報告）</li> <li>2 今後の検討課題及びスケジュールについて</li> <li>3 ニーズ調査結果について</li> <li>4 その他</li> </ol>	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由		
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	○第2回 八王子市子ども・子育て支援審議会 配付資料 ○別冊 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案） 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果（速報）	
会 議 の 内 容	別紙のとおり	
会 議 録 署 名 人	平成26年3月3日 井上 仁	

## 開会

【小澤子どものしあわせ課長】本日は八王子市子ども・子育て支援審議会第2回会議です。これまで、それぞれの専門部会で議論を進めていただいておりますので、その進捗報告を行い、共通認識を持ちたいと思います。議事の前に一つご報告があります。事業部会ではすでにご出席をいただいておりますが、前任の委員にご都合があり、八王子市民活動協議会の岡崎里香さんに委員としてご出席をお願いしております。

## 議事（１）部会の審議状況について（経過報告）

【井上会長】八王子市子ども・子育て支援審議会第2回会議を開催します。それぞれの部会から中間報告をいただき、皆様の意見を伺いたいと思います。青木部会長、給付部会の報告をお願いします。

【青木委員】資料の1ページ目をご覧ください。まず、1番の開催状況ですが、これまで3回の給付部会を開催してまいりました。そこで、事務局から説明や情報提供を受けた内容が2番に書かれております。この他にも、ニーズ調査の概要や他市の状況などの報告を受けておりますが、ここには主だったものを記載しております。内容については、これまで配付された資料を抜粋して添付してありますので、添付資料を見ながら簡単にご説明いたします。

では、4ページ「教育・保育サービスの類型一覧表」をご覧ください。これは、現在ある教育・保育サービスの内容と、それぞれの施設が八王子市にどのくらいあるのかを表した表です。これだけの種類がありますが、中にはベビーシッターのように市が把握していない業態のものもあります。我々が議論するにあたって、基本的な知識として知っておくべきものになります。

次に5ページ「教育・保育提供区域別待機児・施設等一覧表」をご覧ください。これは、これから決める教育・保育提供区域について、事務局がたたき台として作成したものです。この表では、市内を23区域に分けてあります。それぞれの区域において、待機児童が何人か、定員は何人かなどがわかるようになっています。ページの下部にある表は、必要となる定員と、その定員をどのように確保していくかということを示した表です。事業計画では、この表を区域ごと、年度ごとに作成していくことになります。23区域の地図は6ページです。

次に7ページ「保育施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）について」です。こ

これは、これから設定していく基準についての全体像が記された資料です。条例で決めなくてはならない基準については、給付部会において3月末までに論点を整理してほしいと書かれています。職員の配置の基準、面積の基準など、中核市となる八王子市ならではの基準作りも期待されるわけですが、基準を変えると、何かしら影響を受ける保育園が出てくることもあるので、配慮も必要となります。

次に8ページ「保育所の設備及び運営に関する基準比較」です。これは、認可保育園の保育室の面積と、保育士の人数について、国が定める基準、都が定める基準、そして八王子市の基準が表になったものです。八王子市の基準の中には、経費について加算をして、より良い保育環境に誘導している部分があります。その結果、国や都が定めるよりも高い基準で運営されているところが多いということがわかります。

次に9ページ「利用者負担のイメージ」です。このページの左側にあるのが、現在、八王子市が設定している認可保育園の保育料の料金表です。保護者の所得税額が高くなるのに応じて、保育料も高くなるように設定されているのがわかります。幼稚園は、園ごとに料金は違いますが、所得によって市から支給される補助金額に差がありますので、保育園と同様に、所得が高い方が保護者の実質的な負担額も多くなるということです。この表を、新制度施行に伴い右側にある表に変えていくこととなります。1号、2号、3号とあるのは、保育の必要性を表した種類とお考えください。それぞれ、短時間の保育も合わせ、所得に応じた料金表を作っていくこととなります。それぞれの階層区分の細かい金額まで部会で決めるわけではありませんが、保護者としてどのくらいの負担をするべきなのか、部会として考えていくところです。

次に10ページ「民間保育所運営費内訳」です。これは、民間保育所の運営にかかる費用を、国、都、市、保護者がどのような割合で負担しているかを表した図です。本来、国が定める基準に従って徴収すべき保育料ですが、保護者の負担を軽減するために、市が半分くらい肩代わりしていることを示しています。

次に11ページ「保育料負担割合 26市比較」です。この表は、保護者の負担と市の負担を比べて、都内26市で順位付けした表です。金額は、前のページの民間に加え、公立も含めたものです。八王子市では、国が定める基準に対して、50.7%を保護者が負担していて、都内26市の中では、8番目に高く徴収していることがわかります。この負担割合は、都市部と地方でも差がありますし、政令指定都市や中核市でも差があります。この表だけが判断材料ではありませんが、八王子市の保育料を設定する上で、ひとつの参考となるもので

あります。

次に 12 ページ「幼稚園保護者への補助金」です。この資料は、幼稚園児の保護者についての、負担額を表したものです。左側が補助金の表、右側が保護者の実負担額の表になっています。先ほど話に出たように、所得が低いほど自己負担額は少なく、所得が多いほど自己負担額が多くなっていることがわかります。

次に 13 ページ「新制度における幼稚園の選択肢」です。こちらは、幼稚園が新制度においてどういう幼稚園になるか、その種類を表したものです。表の一番下は、「現行の幼稚園の扱いのまま」を表しています。入園手続きや定員の扱いも、今までどおりです。一方その上、一番左に「施設型給付」と書かれた種類の幼稚園に移行すると、入園や定員の扱いが変わってくるということです。2号認定、3号認定と書かれた、グレーの網掛けの部分をご覧ください。この部分は、市に申込み、市が入園者を決定するという部分になります。今まで独自に入園選考を行っていた幼稚園からは、大きく変わる部分です。

以上、時間の関係もありますので、大まかな説明にしておきます。

では 1 ページ目に戻ります。これまでの議事に対する主な意見については、2、3 ページ目をご覧ください。これらの意見については、まさに今後の議論のポイントになるところであり、時間がありませんが、ここに書かれた意見のような視点を持って、議論を深めていく予定です。

では、1 ページ目に戻ります。今後検討すべき課題とスケジュールが 4 番に書かれています。(1) 区域設定について、(2) 保育量の見込みと確保策について、(3) 設備及び運営基準について、(4) 入所基準について、(5) 保育料について、以上 5 つの課題について給付部会としての考えをまとめ、方針案を固めていく予定です。

私からは以上です。

**【井上会長】** 高橋部会長は都合により遅れているため、事業部会の報告は事務局から願います。

**【事務局】** 事業部会の進行状況について説明いたします。資料の 14 ページ目をご覧ください。1 番の開催状況ですが、これまで 2 回の事業部会を開催しております。そこで事務局から説明や情報提供をした内容が 2 番に書かれています。この他にも、入所基準についてや、学童保育所利用保護者に対する調査結果などの報告をしておりますが、ここには、主だったものを記載しています。内容については、これまで配布された資料を抜粋して添付しますので、添付資料を見ながら簡単にご説明いたします。

では、17 ページ目以降の資料をご覧ください。

17 ページ「市立学童保育所一覧」です。これは、現在八王子市内に設置されている学童保育所の一覧表です。68の小学校区に78の施設があり、116のクラブが設置されています。

次に19 ページ「市立学童保育所の現状」です。これは、市立学童保育所を管理・運営する13の指定管理者が、それぞれいくつ学童保育所を運営しているか、また、それらの設置形態と学校外施設の内訳を表しています。多様な施設の設置形態を表すために、事務局がたたき台として作成したものです。

次に20 ページ「待機児推計 1.65 m<sup>2</sup>を確保する定員として場合の待機児発生推計」です。これは、現在の一人当たりの保育面積、「1.11 m<sup>2</sup>から1.25 m<sup>2</sup>」を、「1.65 m<sup>2</sup>」まで引き上げた場合の待機児の推計です。平成25年4月1日時点での待機児が98名でしたが、この時点で一人当たりの保育面積を1.65 m<sup>2</sup>と積算すると、待機児は1,018名との試算が出ます。今後、保育の質を担保しながら、待機児を増やさない事業計画を目指して意見を集約することとなります。

次に21 ページ「学童保育所 提供区域地図」です。こちらは、学童保育所の区域について、表現した図となります。今後各学校区にどのくらいの対象児童が発生し、その対象児童の内、学童保育所ニーズがどの程度発生するかを見込んで、事業計画に反映させることとなります。

次に22 ページ「学童保育所運営経費 平成24年度決算」です。これは、国が示した『放課後児童クラブ「運営費負担の考え方」』にある、保護者負担割合と、平成24年度決算時点での、八王子市立学童保育所における保護者負担割合を比較した資料です。新制度において、対象児童の拡大が図られる中、サービスのあり方に併せて学童保育所保育料について、検討していく材料となります。

次に23 ページ「学童クラブ費決算額比較 26市」です。これは、26市における学童保育所保育料の負担割合について示した資料です。保護者の負担割合と共に、各市の一般財源の負担割合も表してあります。保護者の負担割合17%については26市中14番目の割合となっており、事業計画において、応能と応益の観点からどの程度の負担を保護者に求めるか、検討する上での参考資料となります。

次に24 ページ「学童保育所利用保護者に対するニーズ調査結果」です。これは、9月10日に市立学童保育所を管理・運営する指定管理者を通じて配布した、学童保育所を利用する保護者に対して行った調査の結果を集計したものです。9月1日現在在籍している5,140

人の児童の保護者にアンケートを渡し、66.7%の3,428人から回答がありました。集計結果をまとめた資料がこちらです。4年生以降、学童保育所の利用を希望するか、という問いに対しては、希望すると回答した保護者の割合が58%にのぼっております。学童保育所を利用していない保護者も含めた割合としては、3年生の内、17%程度の保護者が4年生以降も学童保育所の利用を希望しております。今後、これらの調査結果を分析し、その他の要素も勘案し事業部会として意見を集約していくところです。

以上、時間の関係もありますので、概略を報告させていただきました。

では、14ページに戻ります。これまでの議事に対する主な意見については、15ページをご覧ください。

まず、「市立学童保育所の区域設定について」は特に意見は出ませんでした。対応案としましては、「市立学童保育所の区域については、学校から子どもの足で通える範囲を勘案し、小学校区域として量を見込み、確保の内容を検討していく」となりました。

次に「市立学童保育所の6年生までの受入れについて」ですが、主な意見としては、「子どもの発達段階が自立していく時期であること」、「放課後特定の友達と遊べない子どもがふえているということ」、「習い事の数も多くなること」などから、ニーズについては慎重に捉えていくべきだ、という意見と、「4年生以降希望するか、しないかを聞けば、希望するが多くなる。すでに6年生まで受け入れている大阪府内など、実際に利用している数を把握し、調査結果と比較し分析する必要がある」という意見、そして「ニーズ調査結果の数字の捉え方は重要なので、調査結果と実態、将来予測等を勘案して、資料提示して欲しい」という意見、「ひとり親家庭や経済的な理由などで習い事に行けない子どもの存在も考えなくてはならない」として「現在の指導員体制で対応できるか、不安もある」という意見がありました。対応案としましては、「市立学童保育所における6年生までの受入れについては、ニーズ調査結果の分析を十分踏まえつつ、配慮が必要な児童の観点からも検討していく」となりました。

次に「入所基準について」ですが、主な意見としましては、「社会的擁護が必要な子どもたちに配慮した基準を検討していくべき」との意見がありました。対応案としましては、「経済的な困窮家庭、発達障害、配慮が必要な児童について、児童の自立を促進する観点からも入所基準を検討していく」となっております。

次に、市立学童保育所を管理・運営する指定管理者から推薦された委員で構成されている「八王子市立学童保育所あり方検討委員会」についても、新制度に向けた事業者として

の意見の集約を行っているところから、どのように意見を審議会に反映させるかについて、検討しました。対応案としましては、出された意見については、事務局が取りまとめ事業部会に報告するという事となっております。

最後に放課後児童対策のもう一つの柱でもあります、「放課後子ども教室」について、言及がありました。意見としましては、「大学生を登録制にしてお手伝いいただくしくみをつくることはできないか」また「小学生の放課後の居場所の選択肢が広がるという点で、放課後子ども教室が充実・発展すると良い」そして「学童保育所利用保護者に対する調査結果については、放課後子ども教室が全校実施を行っていないかでの集計結果であることを踏まえ、分析する必要がある」というものでした。対応案としましては、平成 25 年度に試行実施を開始した「放課後子ども教室と学童保育所の連携・強化」を効果的に推進することで、放課後子ども教室を充実・発展させる」というものでした。

14 ページに戻ります。今後検討すべき課題及びスケジュールですが、(1) 量の見込み、確保の内容について、(2) 設備及び運営基準(条例)について、(3) 入所基準について、(4) 学童保育所保育料について、以上の 4 つの課題について事業部会としての考えをまとめ、方針の案を固めていく予定です。

この他にも検討事案についても国の動向や、市の事務の進行状況を見計らい、随時検討を加えていきます。

私からは以上です。

【井上会長】それぞれについて、ご意見等ありますか。

【栗本委員】今後検討すべき課題の部分で、給付部会の 2~4 と事業部会の 1~4 は同じ内容ですが、違いは何ですか。

【事務局】給付部会は保育園・幼稚園等に関するもの、事業部会は学童保育所に関するものです。

【岡崎委員】給付部会にお聞きします。利用者負担について、給付部会としてどこまで踏み込んだ結論を出すのですか。

【青木委員】細かな金額は事務局に算定していただくこととして、給付部会としては、利用者の費用が低減できるようなものがないかと思っています。

【久間保育対策課長】利用者負担についてですが、新制度に変わることによって、同じ 3 歳のお子さんでも、11 時間預かる子と 8 時間預かる子で金額が変わります。また、これまでの幼稚園については、私学助成として国や市による負担軽減が図られてきましたが、今

後は保育園と同じ体系になるので、その整理を案として出し、承認していただきたいと考えています。その他、例えば現行の 11 時間のお子さんと同じ水準の保育料を取ろうとしたとき、短時間の子どもの保育料を下げるのか、上げるのか、中間とするのかということも検討します。

【井上会長】部会としては基本的に、細かな金額ではなく考え方を求められます。金額も大事ですが、両部会としてはしっかりと考え方を説明できるようにしていただきたいと思っています。

## 議事（２）今後の検討課題及びスケジュールについて

【井上会長】それでは今後のスケジュールについて事務局よりお願いします。

【事務局】27 ページをお開きください。こちらは 1 回目の本審議会でもお配りしている諮問書です。こちらの確認と整理をします。市長から審議会に諮問している事項は 3 点あります。1 点目が「(仮称) 新八王子市こども育成計画及び八王子市子ども・子育て支援事業計画の策定について」です。2 点目が「子ども・子育て支援新制度実施に伴う本市の施設等の認可・運営基準のあり方について」です。3 点目が「子ども・子育て支援新制度実施に伴う本市の利用者負担について」です。

次の 28 ページは、諮問内容に沿った形で、どのように議論されてきたか、また今後どうするのかを示したものです。こちらのそれぞれの項目について、審議会の開催予定や答申をいただく時期を記載しています。

次の 29 ページは、事業計画の内容を詳細に記したものです。子ども・子育て支援事業は 13 事業あります。学童部分は部会で検討していますが、それ以外の部分はそれぞれの部会、本審議会でも今後議論していただきます。この 13 事業についても区域の設定、量の見込み、確保の内容を検討して、5 月までには形にしなければならないので、よろしくをお願いします。

別冊資料として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）があります。これはまだ案のものですが、子ども・子育て支援法に基づき、国が基本指針を定めたものです。内容は主に事業計画についての指針です。この指針の中で、各検討項目に対する考え方が示されていますので、この指針を参考にしながら、今後量の見込み、確保の内容等を検討していきたいと思っています。

【井上会長】何かご意見等ありますか。ないようですので、次の議題に移ります。

### 議事（３）ニーズ調査結果について

【井上会長】 ニーズ調査結果について事務局からお願いします。

【事務局】 別冊資料、八王子市子ども・子育て支援事業計画策定に係る調査結果をお出しください。あくまで速報値の集計ですのでご承知おきください。調査の概要についてご説明します。対象は市内 4,800 人の児童の保護者です。年齢区分は 0 から 5 歳までで、各年齢 800 人程の無作為抽出を行いました。調査方法は郵送、調査期間は平成 25 年 11 月 6 日から同年 11 月 20 日です。回収率は 47.1%でした。

以降のページは回答結果です。現時点では年齢区分のみのクロス集計ですが、今後は区域ごとの分析等を行い、量の見込みを検討していきます。

【井上会長】 何か意見等ありますか。保育の現利用者と非利用者のクロス等も必要かと思えます。またそれぞれの部会で事務局へ意見要望をお出しください。

### 議事（４）その他

【井上会長】 その他について事務局よりお願いします。

【小澤子どものしあわせ課長】 八王子市が国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰を受賞したのでご報告します。八王子市では、「赤ちゃん・ふらっと」という外出促進のための授乳スペースの設置促進事業を行っていますが、これが国交省の大臣表彰を受けました。この表彰は、平成 18 年に施行されたバリアフリー法の趣旨を踏まえ、バリアフリー化の推進や意識啓発、環境整備を進める個人・団体を表彰するものです。「赤ちゃん・ふらっと」は都の推進している事業であり、都下では各々の自治体で設置を進めていますが、八王子市では公共施設への設置だけでなく、独自の補助金を創設し、商業施設等の民間事業者と協力して設置促進をしている点が評価されました。「赤ちゃん・ふらっと」は現在市内 74 か所にあり、市補助金を活用して設置したものは、そのうち 16 か所あります。都内自治体、また子育て部門での受賞は初めてとのことでした。

先ほどニーズ調査の話がありましたが、「赤ちゃん・ふらっと」を知っているか、との問いに対し 0 歳児の親は 84.3%が知っている、と回答しており、利用経験は 0 歳児の親で 70%を超えています。設置促進だけでなく、利用促進のためにリーフレットも作っています。簡単ですが情報提供でした。

【井上会長】 ありがとうございます。次回の本審議会から基本構想の考え方その他について議論していきますので、現段階での皆様の子育て支援に対するお考え等を伺えたらと

思います。

【高橋（洋）委員】私は小学校の校長ですが、現場の視点から言わせていただくと、今後は特別支援のお子さんたちやその保護者へのサポート体制がより大事になると思います。特別支援学級はニーズに対してまだ足りておりません。社会全体を見ても悩んでいる方は多いです。そういった方の子育て・子育てをどうするか、ということは今後意識して考えていく必要があると思います。

【池永委員】今までの議論はハードの部分が主でしたが、今後育成計画について話し合うということで、これは親や子にとって一番大切な部分だと思います。現場の先生方が委員としていらっしゃるの、そのお話を聞きながら検討を進めていきたいと思います。また、将来仮に一度は八王子を離れても、いつか戻ってきたいと思えるような、そういった体験を幼少期にさせてあげられるような視点が、育成計画に盛り込めたらと思います。子育てのしやすさ、という親目線の考え方はもちろん、子どもたち自身の育ちという子ども目線の側面も入れられたらうれしく思います。

【小林委員】私は給付部会に所属していますが、いい方向を目指し基準をあげれば、逆に待機児が増えてしまう場合もあり、難しい部分が多いと実感しています。学童保育所についても、現在学童保育所を利用している3年生のおさんの保護者の方は、来年どうしよう、と言っている方も中にはいますが、もし子どもを6年生まで預かると、1年生とは体力も体格も違うので危険もあります。そこで安全面を考えたとき、人員配置や面積への対応が必要となるなど、現状を変えるためには様々な方面での対応が必要となることを実感しています。

子どもの環境という部分で言いますと、全体的に子どもたちが集まれる場所は少ないと感じます。子どもがのびのびできる環境がもっと必要なのではないのでしょうか。子どもたちが過ごしやすい環境整備を同時に進められたらよりよいと思います。

【井上会長】今いただいたご意見や課題を含めて、今後の八王子市の子育てをどういう方向に進めるか、次回また皆様のご意見を伺いたいと思います。それではこれで第2回審議会を終了します。